

全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。

詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

公募期間	2022年5月25日(水)から6月30日(木)
交付決定	2022年8月下旬(予定)
事業期間	交付決定日から2023年1月31日(火)まで



留意事項

- 当資料は事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領**等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザー名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
- SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

A 先進事業 03-5565-3840	B オーダーメイド型事業/ D エネマネ事業 03-5565-4463	C 指定設備導入事業 <small>ナビダイヤル</small> 0570-055-122 <small>[IP電話からのお問い合わせ] 042-303-4185</small>
--------------------------------------	--	--

[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日を除く)

設備の新設・増設をお考えの方はこちらの補助金をご確認ください。

令和4年度 省エネルギー設備投資に係る利子補給金 [お問い合わせ先] **03-5565-4460**

※産業ヒートポンプは申請先が異なるため、ご注意ください。

一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター
 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金 お問い合わせ窓口 **03-6661-1421** 受付時間 10:00～11:30、12:30～17:00 (土曜、日曜、祝日、8/16を除く)

令和4年度 先進的省エネルギー投資促進 支援事業費補助金

国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの省エネルギー対策
 (「先進設備・システム」「オーダーメイド型設備」「指定設備」「EMS機器」の導入)を支援します。



A 先進事業

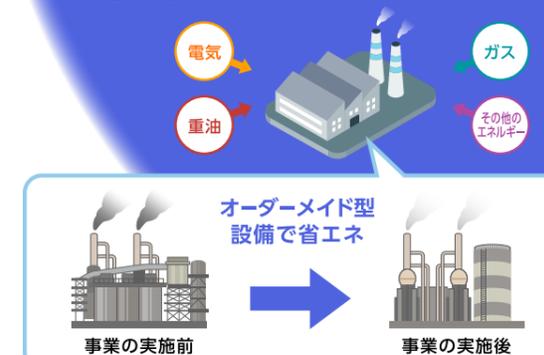
高い技術力や省エネ性能を有しており、今後、導入ポテンシャルの拡大等が見込める先進的な省エネ設備等への更新等を行う省エネ投資に対して重点的に支援を行います。

D エネマネ事業

エネマネ事業者とエネルギー管理支援サービスを締結し、EMSの制御効果と運用改善効果による、より効果的な省エネ取組に対して支援を行います。

B オーダーメイド型事業

個別に設計が必要な設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修による省エネ取組に対して支援を行います。



C 指定設備導入事業

省エネ性能の高い特定のユーティリティ設備、生産設備等への更新に対して支援を行います。
 *より多くの方に補助が行き届く定額補助となっております。



■別途公開される公募要領等をご確認の上、よく理解し、交付申請手続きを行ってください。

手順1

導入予定の設備が①、②、③、④のいずれかに該当するか整理し、単独、または組み合わせて計画を立てる。

補助対象設備	①先進設備・システム	②オーダーメイド型設備	③指定設備	④EMS機器
①先進設備・システム	SIIがホームページで先進設備・システムとして公表した補助対象設備	②オーダーメイド型設備 機械設計を伴う設備又は事業者の使用目的に合わせて設計・製造する設備等であって、 <u>設計図書等の納品物があるもの</u>	③指定設備 SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表したもの ユーティリティ設備 ①高効率空調 ⑥変圧器 ⑩工作機械 ②業務用給湯器 ⑦冷凍冷蔵設備 ⑪プラスチック加工機械 ③高性能ボイラ ⑧産業用モータ ⑫プレス機械 ④高効率クーレション ⑨調光制御設備 ⑬印刷機械 ⑤低炭素工業炉 ⑭ダイカストマシン ※産業ヒートポンプは申請先が異なるため、ご注意ください。	④EMS機器 SIIが補助対象設備として公表したエネルギー・マネジメント・システム

手順2

④を除く、①、②、③の省エネ効果を合算する。

先進設備・システムの省エネ効果	オーダーメイド型設備の省エネ効果	指定設備の省エネ効果	EMSによる省エネ効果
-----------------	------------------	------------	-------------

手順3

「事業要件」及び手順2で算出した省エネ効果がA、B、Cのどの「省エネルギー効果の要件」を満たすか確認し、申請する事業区分を選択。

事業区分	A先進事業	Bオーダーメイド型事業	C指定設備導入事業	Dエネマネ事業
事業要件	A先進事業 資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システムへ更新等する事業	Bオーダーメイド型事業 機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等（オーダーメイド型設備）へ更新等する事業	C指定設備導入事業 SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した指定設備へ更新する事業	Dエネマネ事業 SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化を図る事業
省エネルギー効果の要件 ^{※1}	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率:30%以上 ②省エネ量:1,000kI以上 ③エネルギー消費原単位改善率:15%以上(注) ※複数の対象設備(①、②、③)を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率:10%以上 ②省エネ量:700kI以上 ③エネルギー消費原単位改善率:7%以上(注) ※複数の対象設備(①、②、③)を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと	SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備へ更新すること	申請単位で、「EMSの制御効果と省エネ診断等による運用改善効果」により、原油換算量ベースで省エネルギー率2%以上を満たす事業
補助対象経費	設備費のみ ※設計費、工事費は対象外	設備費のみ ※設計費、工事費は対象外	設備費	設計費、設備費、工事費
補助率	中小企業者等 ^{※2} 10/10以内 大企業 ^{※3} 、その他 ^{※4} 3/4以内	10/10以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内 3/4以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内	設備種別・性能(能力毎)に設定する定額の補助	1/2以内 1/3以内
補助金限度額	【上限額】15億円/年度 【下限額】事業実施年数×100万円 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は、30億円	【上限額】15億円/年度 【下限額】事業実施年数×100万円 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は、20億円(連携事業は30億円)	【上限額】1億円/年度 【下限額】20万円/事業全体 ※複数年度事業は認められない	【上限額】1億円/年度 【下限額】100万円/事業全体 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は、1億円

※連携事業、工場・事業場間一体省エネルギー事業

A先進事業、Bオーダーメイド型事業において、複数の事業所間一体で取り組む省エネルギー化事業は、連携事業(複数の事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)や工場・事業場間一体省エネルギー事業(同一事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)として申請することができます。詳しくは公募要領等をご確認ください。

(注)エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつ、エネルギー消費量が増加する事業に限る。

※1 A、B、D事業共通で投資回収年数が5年以上、経費当たり計画省エネルギー量が補助事業に要する経費1千万円当たり1kI以上の事業であること。トップランナー制度対象機器を導入する場合はトップランナー基準を満たす機器であること。「エネルギー使用量が1,500kI以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)※みなし大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること。

※2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の従業員が300人以下の法人。

※3 大企業とは会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業の申請要件は以下のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。
・省エネ法の事業者クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当するとされた事業者※
※「Sクラス」については、公募締切時点で「令和3年定期報告書分」として資源エネルギー庁ホームページにて、「Sクラス」として公表されていることが確認できる事業者

※「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和3年定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況」を提出すること。
・中長期計画書の「ベンチマーク目標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者

※4 その他はみなし大企業に該当する法人。会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人であり、かつ従業員が300人超えの法人。

～事業区分ごとの申請パターン～

①事業区分A、B、Cの対象設備は単独申請の他、他事業区分の設備を組み合わせて申請することが可能である。

A先進事業となる申請



A先進事業は、①先進設備・システムを含んでいることが必須。そのうえで、②単独はもちろん、③や④の対象設備を含めて、事業全体でA先進事業における省エネルギー効果の要件を満たす必要がある。なお、当該事業区分で申請する場合でも、①以外の補助対象設備(②、③)は各事業区分(A、B、C)の補助率が適用される。

Bオーダーメイド型事業となる申請



Bオーダーメイド型事業は、②オーダーメイド型設備を含んでいることが必須。そのうえで、③単独はもちろん、①や④の対象設備を含めて、事業全体でBオーダーメイド型事業における省エネルギー効果の要件を満たす必要がある。なお、当該事業区分で申請する場合でも、②以外の補助対象設備①は(②)の設備要件を満たす場合③の補助率が適用され、補助対象設備④は事業区分Cの補助率が適用される。

C指定設備導入事業となる申請



C指定設備のみを導入する場合、C指定設備導入事業として申請する。

②A、B、Cいずれかの事業区分に、Dエネマネ事業を加えて申請することが可能である。その場合、それぞれの申請要件、補助率が適用される。また、補助金限度額はそれぞれの事業の上限金額の合計となる。

